議第2号議案

桐生市議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記条例案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成27年5月19日提出

提出者	桐生市議会議員	佐	藤	幸	雄
賛成者	桐生市議会議員	周	藤	雅	彦
	同	森	山	享	大
	同	福	島	賢	_
	同	飯	島	英	規
	同	周	東	照	<u>-</u>
	同	関	口	直	久
	同	田	島	忠	

桐生市議会委員会条例の一部を改正する条例

桐生市議会委員会条例(昭和42年桐生市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6人」を「8人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議第2号議案 桐生市議会委員会条例の一部を改正する条例案

議会運営委員会の委員の定数を変更するため、所要の改正を行うものです。